

## 参照条文

## ○下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）

（管理）

第三条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 （略）

（供用開始の公示等）

第九条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

（排水設備の設置等）

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠きよその他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者

二 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者

三 道路（道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

3 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和三十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

（排水に関する受忍義務等）

第十一条 前条第一項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難で

あるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

- 2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。
- 3 第一項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第二項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

○ 標準下水道条例(昭和34年11月18日付け厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号)(抄)

(排水設備等の計画の確認)

第五条 排水設備又は法第二十四条第一項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設(以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請者に必要な書類を添付して提出し、市(町村)長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市(町村)長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を市(町村)長に届け出ることをもって足りる。

○ 民法（明治 29 年法律第 89 号）（抄）

○民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 24 号）による改正後の条文 ※公布：令和 3 年 4 月 28 日 施行：公布から 2 年以内で政令で定める日	現 行
<p>（共有物の使用）</p> <p>第二百四十九条 各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる。</p> <p>2 <u>共有物を使用する共有者は、別段の合意がある場合を除き、他の共有者に対し、自己の持分を超える使用の対価を償還する義務を負う。</u></p> <p>3 <u>共有者は、善良な管理者の注意をもって、共有物の使用をしなければならない。添付して提出し、市（町村）長の確認を受けなければならない。</u></p>	<p>（共有物の使用）</p> <p>第二百四十九条 各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>（共有物の変更）</p> <p>第二百五十一条 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更<u>（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。次項において同じ。）</u>を加えることができない。</p> <p>2 <u>共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、当該他の共有者以外の他の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができる。</u></p>	<p>（共有物の変更）</p> <p>第二百五十一条 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができない。</p> <p>（新設）</p>
<p>（共有物の管理）</p> <p>第二百五十二条 共有物の管理に関する事項（次条第一項に規定する共有物の管理者の選任及び解任を含み、共有物に前条第一項に規定する変更を加えるものを除く。次項において同じ。）は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。共有物を使用する共有</p>	<p>（共有物の管理）</p> <p>第二百五十二条 共有物の管理に関する事項は、<u>前条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。</u></p>

<p>○民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）による改正後の条文</p> <p>※公布：令和3年4月28日  施行：公布から2年以内で政令で定める日</p>	<p>現 行</p>
<p><u>者があるときも、同様とする。</u></p> <p><u>2 裁判所は、次の各号に掲げるときは、当該各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。</u></p> <p><u>一 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。</u></p> <p><u>二 共有者が他の共有者に対し相当の期間を定めて共有物の管理に関する事項を決することについて賛否を明らかにすべき旨を催告した場合において、当該他の共有者がその期間内に賛否を明らかにしないとき。</u></p> <p><u>3 前二項の規定による決定が、共有者間の決定に基づいて共有物を使用する共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>4 共有者は、前三項の規定により、共有物に、次の各号に掲げる賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利（以下この項において「賃借権等」という。）であって、当該各号に定める期間を超えないものを設定することができる。</u></p> <p><u>一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃借権等 十年</u></p> <p><u>二 前号に掲げる賃借権等以外の土地の賃借権等 五年</u></p> <p><u>三 建物の賃借権等 三年</u></p> <p><u>四 動産の賃借権等 六箇月</u></p> <p><u>5 各共有者は、前各項の規定にかかわらず、保存行為をすることができる。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>